

任意継続被保険者資格取得申請書

1015

注1 太枠内に記入してください。光学処理を行いますので、枠からはみ出さないように丁寧に記入してください。
 注2 マス目への記入は、1つの枠に濁点も含めて1文字とし、左詰めとしてください。
 注3 マス目の右に凡例がある場合は、該当する数字を記入してください。
 注4 (1)被保険者証の記号の欄は、現在の記号が「1▲▲▲」の場合、「2▲▲▲」と下3桁(▲の部分)を記載してください。
 ≪添付書類≫ 被扶養者としていたい方がいるときは「被扶養者(異動)届」及び必要添付書類

(1)被保険者証の記号 (2)被保険者証の番号

2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(3)被保険者氏名

健保 太郎

(4)生年月日 (5)退職時年齢 (6)退職年月日 (7)退職時の標準報酬月額

昭和 00年 00月 00日	満 00 歳	令和 0年 00月 00日	000 千円
----------------	--------	---------------	--------

(8)再就職予定 (9)再就職予定年月日 (10)保険料納付方法

0:有 1:無

1	年 月 日	0
---	-------	---

0:年度末まで一括して前納する
 1:上・下半期に分けて前納する
 2:毎月1月分ずつ納入する

保険料金の支払いについては、口座振替はしておりませんので、必ず銀行振込でお願いします。

(11)住民票住所・電話番号

〒	0	0	0	-	0	0	0	0														
住民票	0	0	県	0	0	市	0	0	区	0	0	0	0									

電話番号

0	0	0						-	0	0	0								-	0	0	0													
---	---	---	--	--	--	--	--	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

誓約書

・納付期限までに保険料の納付しなかった場合、任意継続の資格取消を了承します。
 ・資格取消の場合、被保険者証を速やかに返却いたします。
 ・資格取消後の健康保険使用分の請求に関して、納付期限までに全額納付し、異議を申し立てません。

令和 00年 0月 00日

ジェイアールグループ健康保険組合理事長 殿
 (フカナ)

被保険者氏名 健保 太郎

※必ず社員等の氏名を自筆で記入してください。

(12)給付金振込口座の変更

1	0:退職前口座と同じ 1:退職前口座から変更 ※変更する場合、(13)~(18)まで必ず記入してください。
---	--

(13)金融機関コード (14)金融機関名 (15)支店コード (16)支店名 (17)口座種別 (18)口座番号

0	0	0	0	00銀行	0	0	0	00支店	1	1:普通 2:当座	0	0	0	0	0	0	0	0
---	---	---	---	------	---	---	---	------	---	--------------	---	---	---	---	---	---	---	---

◎被扶養者として継続する方、及び新たに被扶養者の取得申請をする方の氏名等を記入し、被扶養者(異動)届と必要書類を添付のうえ、提出してください。
 なお、被扶養者(異動)届を健康保険組合に直接送付していただく場合は、下記の「□ 被扶養者(異動)届と必要書類は、健康保険組合に直接送付いたします。」の□にし点を記し、直接送付してください。
 □ 被扶養者(異動)届と必要書類は、健康保険組合に直接送付いたします。

被扶養者氏名	生年月日	被扶養者氏名	生年月日	被扶養者氏名	生年月日
健保 花子	昭和 00年 00月 00日	健保 キク	昭和 00年 00月 00日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日		年 月 日

上記の通り、被保険者の資格を喪失した際使用されていた事業主を経由して申請いたします。

上記のとおり相違ないことを証明します。 令和 00年 0月 00日	事業所 使用欄	箇所長	電話	健保担当課
所在地 〒 000-0000 00県00市00区0000 名称 00株式会社 事業主名 00 00 00			000 - 0000	
	事業主整理番号	00 00		

備考 被保険者の資格を喪失した際使用されていた事業主を経由せず申請する場合は、「上記の通り、被保険者の資格を喪失した際使用されていた事業主を経由して申請いたします。」のように「被保険者の資格を喪失した際使用されていた事業主を経由して」の部分で抹線して、退職の日の翌日から20日以内に健康保険組合に到着するよう提出してください(退職の日の翌日から20日以内に到着しない場合、任意継続被保険者の資格を取得できません)。